

令和5年度 事業計画

基本方針

2023年度は、新型コロナウイルスの感染は概ね収束し、感染拡大による経済社会活動の制限はほぼ解消されるアフターコロナ期に移行すると想定され、景気の緩やかな回復が続くと見込まれるが、インフレが予想以上に家計の節約志向を高めることが懸念される。

コロナ禍において、テレワークの推進や業務のリモート化をはじめとする各種の試みが急速に浸透した結果、通信環境などのインフラ整備、AIなど新技術普及、働き方改革の推進とも相まって、余暇の創出、副業・兼業の広がりなどにつながり、労働生産性を向上させ潜在成長力の底上げを促すと期待される。

しかしながら、シルバー人材センターを取り巻く環境は厳しく、10月には消費税において適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入される。同制度の導入は、免税事業者であるセンターの会員は適格請求書を発行することができないことから、センターは仕入税額控除ができなくなり、新たに預かり消費税分を納税しなければならないという問題が発生する。しかし、公益事業を行うセンターの運営は収支相償が原則であり新たな税を負担する財源はなく影響が極めて大きい。実施後6年間は仕入税額相当額の一定割合を控除可能な経過措置が設けられているが、運営上の死活問題となり得る。

このような情勢の中においてもシルバー人材センターは、経済社会の活力を維持するために働く意欲のある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、自治体を中心とした就労促進の取組やシルバー人材センターの機能強化、求人先とのマッチング機能の強化など高齢者の活躍の場を確保していかなければならないが、シルバー人材センター会員の平均年齢は年々上昇傾向であり、就業中の事故件数も全国的に増加傾向にあるなど、会員の安全就業対策、入会促進、特に女性会員の確保・拡大また退会抑制は喫緊の課題でもある。

こうした高齢者の労働力としての拡大が強く求められる昨今、シルバー人材センター事業の重要性と期待は一層大きくなっている反面、新規入会者は横這いであり苦慮しているが働きたいという高齢者に対して希望の就労支援の充実を図る必要があり、高齢者が就労等を通じて地域社会で「居場所」と「出番」を得ることが地域の活力維持・発展の礎であり、地域社会の「支え手」となり健康で安心して生涯を送ることのできる生涯現役社会の構築をしていかなければならない。

そのためシルバー人材センターは、高齢者が生きがいの充実や社会参加の促進を実践し健康の維持・増進また地域社会の活性化を図り、高齢者の就労支援、社会参加のみならず新たな産業振興や地域創生に繋げ、そして公益社団法人として、社会的信用の保持、国の雇用・就業施策の担い手としての役割、活力ある高齢社会の構築に努め、地域の活力維持・発展になくてはならない存在となるよう、より一層地域社会の信頼に応える法人として会員及び役職員がセンターの基本方針・理念を理解し協力して事業を推進する。

事業計画

高齢者の臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業、及びその他の社会参加活動を推進する事業（公益目的事業）として下記の事項を実施します。

1. 普及啓発

シルバー事業の理念及び仕組みを地域社会に広く周知するとともに、更なる入会勧奨の推進、特に女性会員拡大を重点とし、リーフレット配布やポスターの掲示等あらゆる機会を捉えて積極的な普及啓発活動を推進する。

- * リーフレット・チラシ配布、ポスター掲示
- * 各種イベントへの積極的な参加によるPR活動
- * 地域メディア等を活用した広報活動の展開
- * 1人1会員入会活動（会員による入会勧奨）
- * センター広報誌の発行、SNSの活用

2. 安全・適正就業の推進

(1) 安全就業

「安全・安心なシルバー事業」の確立を図ることは、事業遂行の基幹をなすものであり、組織を挙げて安全対策をなお一層推進し、傷害事故また損害賠償事故の撲滅を図るため、安全意識の徹底とその高揚に努め効果的な安全対策を実践する。

- * 安全・適正就業委員会の開催による安全就業計画の策定
- * 安全パトロールの実施
- * 安全保護具の着用、飛散防止ネット設置等の徹底
- * 熱中症対策取組強化期間における注意喚起
- * 就業現場におけるコロナ感染予防・拡大防止対策の徹底
- * 安全就業等に関する注意喚起事項を受注票に記載し周知
- * 安全就業に関する講習会等の実施

(2) 適正就業

公益法人として法令厳守の立場から、不適正な就業の受注また発生が起らないよう重視し、適正就業ガイドラインに沿った業務運営を推進する。

- * 安全・適正就業委員会の開催による適正就業計画の策定
- * 就業の適正化（労働関係法令等の遵守）
- * 就業実態等を把握し、逸脱した就業がある場合は早期の是正
- * 不適正な就業として問題がある事案の場合は、シルバー派遣事業や職業紹介事業への切り替えを行う。

3. 就業分野の開拓・拡大

就業機会の開拓・拡大は、会員の増強と相俟ってシルバー事業の維持・発展の重要な課題であり、新たな就業機会・職域の開拓、高齢者の就労志向や地域経済のニーズに対応した多様な取組みを展開し、シルバー派遣事業また請負就業に関する情報提供を行い就業機会の拡大を図る。

- * 就業開拓推進員による官公庁・民間企業・一般家庭等への訪問開拓
- * シルバー派遣事業の拡大
- * 地域メディア等を活用した開拓
- * 1 会員 1 就業開拓運動の推進（会員による就業開拓）

4. 就業機会創出・拡大にかかる事業

シルバー事業において多様なニーズの対応が求められているため、地域社会の活性化、維持・発展に繋がる就業機会を創出するための事業や講習会の実施、また厚生労働省広島労働局委託事業の「高齢者活躍人材確保育成事業」に取り組むことにより就業機会の創出、会員確保、事業の拡大等を図る。

5. 相談、情報提供

入会を希望する高齢者に対して、会員の自主的な組織であることや、シルバー派遣事業の実施内容、また請負・委任形式の就業環境など組織の仕組みや法令及び現状等の説明を充分に行う。また在籍会員においては、SMSの活用、センター広報誌や各種会議等を通じて情報提供に努め、会員・一般家庭・企業等から就業や雇用に係る相談があった場合は、その相談に応ずる。

- * 入会説明会の開催（定期及び出張、随時行う場合もある）
- * 女性による女性のための入会説明会の開催
- * 職群リーダー会議や地域班会議の開催

6. 社会参加活動の推進

地域社会への貢献及び社会参加活動の一環として、ボランティア活動を実施する。

- * 鵜飼乗船場周辺の環境整備
- * 「シルバーの日」における公共施設等の環境整備

7. 雇用による就業機会の提供

高齢化や労働力人口の減少が進行するなか、労働市場で働く現役世代の下支えや人手不足の分野において、シルバー派遣事業を促進することは、高齢者の生活の安定、生きがいの向上、企業の人手不足の解消、地域社会の活性化等に極めて重要であるため積極的に取り組みを展開していくとともに、ハローワーク等関係機関との連携を図りつつ、適正かつ適切な職業紹介事業を行う。

8. 財源確保及び組織体制

センターは、超高齢化社会にあって労働力・高齢者福祉施策の観点からも欠かすことのできない組織であるため、行政に対しセンターの必要性の意義を提唱し財源確保を図るとともに、シルバー派遣事業の拡大による自主財源の確保に努め、中長期的な視点に立って健全な財政運営また財政基盤の強化に取り組む。

また、職員の知識、能力の向上や視野の拡大を図るため、他センター職員との交流や意見・情報交換また研修など積極的に取り組むものとする。

9. 業務執行

公益社団法人としてセンター役員及び職員は、法人法及び認定法等関係法令、定款、諸規程等コンプライアンスを常に意識し業務運営に努める。